



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

目 次 (*については県法規集掲載事項)

○ 条例

- *59 和歌山県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例及び和歌山県過疎地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例 (税務課)

公布された条例のあらまし

◇和歌山県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例及び和歌山県過疎地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の概要

(1) 和歌山県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正

ア 不均一課税の対象となる業種に旅館業を追加することとしました。(第1条関係)

イ 不動産取得税の税率等の特例を1年間延長することとしました。(附則第2項関係)

(2) 和歌山県過疎地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正

ア 事業税の不均一課税の対象となる設備の取得価格要件を2,700万円にすることとしました。(第2条関係)

イ 事業税の不均一課税の適用期間を2年間延長することとしました。(第2条関係)

2 施行期日

平成17年4月1日から施行します。

条 例

和歌山県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例及び和歌山県過疎地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 17 年 3 月 31 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県条例第59号

和歌山県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例及び和歌山県過疎地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

(和歌山県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正)

第1条 和歌山県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例(昭和62年和歌山県条例第5号)の一部を次のように改正する。

第1条中「製造の事業」の次に「又は旅館業(下宿営業を除く。)」を加え、「工場用の」を削る。

第2条第1項中「第12条第1項の表の第1号又は第45条第1項の表の第1号」を「第12条第1項の表の第1号若しくは第2号又は第45条第1項の表の第1号若しくは第2号」に改める。

附則第2項中「平成17年3月31日」を「平成18年3月31日」に改める。

(和歌山県過疎地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正)

第 2 条 和歌山県過疎地域における県税の特別措置に関する条例（平成12年和歌山県条例第68号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「平成17年 3 月31日」を「平成19年 3 月31日」に、「2,500万円」を「2,700万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 第 1 条の規定による改正後の和歌山県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例第 1 条及び第 2 条の規定は、施行日以後に新設され、又は増設される設備について適用し、施行日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。
- 3 第 2 条の規定による改正後の和歌山県過疎地域における県税の特別措置に関する条例第 2 条の規定は、施行日以後に新設され、又は増設される設備について適用し、施行日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。